

過労死等防止計画指導について

【取組の概要】

同一企業に属する事業場（本社又は傘下事業場）において、過労死等の労災保険給付支給決定が繰り返し行われた企業に対し、当該企業の本社を管轄する都道府県労働局長が「過労死等の防止に向けた改善計画」（以下「改善計画」といいます。）の策定を求め、同計画に基づく取組を企業全体に定着させるための助言・指導を実施するものです。

対象企業

(1) 3年間で、過労死等の労災支給決定が2件以上行われた企業

- ①被災者に月80時間超の時間外・休日労働が認められたかつ、
- ②労働時間関係違反（労基法第32・40、35、36⑥、37条違反）の是正勧告、労働時間に関する指導又は再発防止指導を受けた

(2) 上記の(1)以外で、3年間で、精神障害の労災支給決定が2件以上行われた企業

